

令和 8 年度収納対策

本市の令和 7 年度における市税等の収納実績は、収納対策本部を通じて様々な収納対策に適切に取り組んだ結果、収納率については、令和 6 年度を上回り、また、収入未済額については、滞納繰越分が減少したことから縮減が図られた。

令和 8 年度においては、長期化する物価高騰やホタテガイ高水温被害及び豪雪による影響を注意深く見極めつつ、収納対策本部では、全庁的な債権管理状況及び収納状況を把握するとともに、効果的な収納対策の情報共有を図りながら、以下の 6 項目の収納対策を基本として、特に強化する項目については、重点取組項目を設定し、引き続き収納率の向上及び収入未済額の縮減に努める。

1 適正な債権管理の推進

- ① 各債権所管課は、債権管理事務スキーム及びマニュアル等を整備し、毎年度見直しを行って更新し、収納対策本部へ報告するとともに、各債権の性質に応じた適正かつ効率的な事務執行に努める。
- ② 収納対策本部は、報告を受けた債権管理事務スキーム及びマニュアル等の内容の確認を行うとともに対応状況を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。
- ③ 個人情報確認同意書は、滞納となった場合に速やかに財産調査及び法的手続へ移行できるよう債権管理事務スキームに基づき確実に徴取する。
- ④ 適正な債権管理を推進するため、債権管理員及び債権管理事務担当職員に対し、債権管理に係る研修会を行うほか、強制徴収公債権の管理事務担当職員を対象に差押えの実務に係る研修会を行う。
- ⑤ 適正な債権管理を推進するための業務改善の実施を債権管理員の人事評価（業績評価）の目標として設定し、履行の確保と債権管理員の意識向上を図る。
- ⑥ 債権管理事務を行っても回収見込みのない債権については、適正な執行停止又は債権放棄を行い、収入未済額の縮減を徹底する。【重点取組項目】

2 催告の強化

① **長期滞納の抑制に向け、滞納者との早期接触に努めるとともに、文書、電話等による催告の早期実施を徹底する。** **【重点取組項目】**

- ② 分割納付者の履行状況を把握し、不履行が発生した場合には早期に催告を行い、不履行の抑制に努めるとともに、不履行を繰り返す分割納付者に対しては、分割納付の取消しや強制徴収等の手続に移行する。
- ③ 「青森市納付お知らせセンター」からの電話及びショートメッセージサービスによる、市税等の新規未納者に対する納付勧奨を引き続き実施する。

3 強制徴収の徹底・行政サービスの制限

- ① 強制徴収に向けた預金調査については、オンライン化等による効率化を進め、早期に調査を実施する。

② **市税等強制徴収公債権にあっては、資力がありながら納付しない滞納者に対して、法令等の規定に基づく滞納処分による差押えや交付要求の早期実施を徹底する。** **【重点取組項目】**

- ③ 差押えに当たっては、従来差押実績が少なかった財産も含め、各種財産の発見に努めるとともに、必要に応じて搜索による差押え等を実施する。
- ④ 非強制徴収公債権及び私債権にあっては、資力がありながら納付しない滞納者に対して、納税支援課において支払督促等の民事手続を一元的に行う仕組みをより積極的に活用し、速やかに法的手続へ移行する。
- ⑤ 市営住宅使用料の滞納事案については、市営住宅使用料収納マニュアルに基づき、3月以上滞納し、催告を行っても完納・分割納付・納付誓約がない場合は、明渡請求通知を行い、滞納使用料の納付及び住居の明渡しを求める法的手続を行う。
- ⑥ 善良な負担者との公平性を確保するため、「青森市市税の滞納者に対する行政サービスの利用制限に関する基本方針」を適正に運用し、滞納の抑止を図る。

4 納付機会の拡大・特別徴収の徹底

- ① 確実性の高い納付方法である口座振替の加入促進を図るため、パソコンやスマートフォンから加入手続きができる「Web 口座振替受付サービス」の利便性の周知と加入勧奨の強化に努める。
- ② キャッシュレス納付を推進するため、地方税統一QRコードを利用した納付の拡大に向けた検討を行う。

- ③ 給与所得者の個人住民税の特別徴収を強化するため、事業主向けチラシの送付や市ホームページへの掲載等により、制度内容の周知及び指導監督を行うとともに、特別徴収義務者の滞納に対する滞納処分等の早期実施を徹底する。

【重点取組項目】

5 PRの推進・納付相談の充実

- ① 広報あおもり、公式SNS等を活用して、市税等の意義・役割、口座振替加入案内及び納付しない場合の不利益（滞納処分、行政サービスの制限）等を周知し、納付意識の高揚を図る。
- ② 夜間及び休日における納付相談を通じて滞納者の状況把握に努め、未納解消に向けたきめ細かな助言・支援を行う。

6 青森県等との連携・外部委託の推進

- ① 市県民税の滞納者に対し、青森県と連携し合同徴収を実施する。また、市税の市外在住者の接触困難事案の早期解決を図るため、青森県市町村税滞納整理機構を活用するとともに、同機構との連携による情報収集力の強化に努める。
- ② 市税以外の貸付金や使用料などの歳入のうち、市外在住者や居所不明者などで回収困難になっている未納金については、外部委託した弁護士法人へ委託を推進することで回収を図る。